

建設委員会会議録

平成20年10月21日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:26

○ 委員長

ただ今から建設委員会を開会いたします。この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑に入ります。討論・採決については、保留して最後に認定議案ごとに行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

それでは、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。監査委員はご退席ください。

「認定第15号 平成19年度飯塚市水道事業会計決算の認定」を議題といたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第16号 平成19年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」を議題といたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第17号 平成19年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」を議題といたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は、各会計ごとに行います。

最初に、「認定第15号 平成19年度飯塚市水道事業会計決算の認定」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第15号 平成19年度飯塚市水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成19年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第16号 平成19年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成19年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第17号 平成19年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 鯉川委員

一点だけお尋ねしたいんですけども、昨日、鯉田工業団地が無事に可決されたわけですが、以前この建設委員会のときに鯉田工業団地の浅所陥没についてお尋ねしておったと思いますけれども、浅所陥没で、建設委員会での見解というのは浅所陥没が起こった場合にはどのような契約をしようとも有資力である三菱にも責任は免れないというような答弁をいただいていたと思うし、そのように議事録にも残っております。しかしながら本会議場でどなたかの同僚議員の一般質問の中では、浅所陥没は三菱のほうには一切責任はないと。市のほうがすべて責任をかぶるんだというような発言をされていたんですけども、浅所陥没について2つの解釈があるのか。それともどちらかが間違いなのか、そこら辺だけちょっと確認しておきたいと思ひまして、質問させていただいております。

○ 都市建設部長

先般の建設委員会の折に私のほうから浅所陥没が起こった場合の鉦害補償の責任の度合いを説明させていただいております。その折にも有資力である鯉田工業団地にあてはめると三菱が鉦業権を持っております。そのことで、答弁は、当然将来的に浅所陥没が発生した場合は有資力も鉦業法の中では当然賠償責任はあるということは答弁させていただいております。その後には確か総務委員会か何かで別な形でご指摘があったときに、あくまでも市のほうの契約上の中では市のほうで責任を持ちますというふうなことの答弁がなされております。そのあと今ご指摘の質問の中でも、本会議場の中でも意見の食い違いがあるというふうなことのご指摘ですけども、そのあと私共が顧問弁護士のほうに確認をいたしております。その中では当然鉦業法に基づきますと将来的にも浅所陥没が発生すれば有資力である鉦業権者の責任は免れないというのは明確でございます。ただ、今回の鯉田工業団地の売買契約の中で、その責任につきましては飯塚市が持ちましようという契約条項になっております。当然そういう契約になっておれば弁護士の見解ですけども、飯塚市が現在、鯉田、三菱から土地を譲り受けておりますが、これは飯塚市が持つておる限りについてはたとえ浅所陥没が発生した場合、これは三菱に鉦害の補償を求めるということは契約上からいっても非常に求めにくいであろうということで、現時点的に私のほうがいまからこういう造成工事を始めますけれども、終わりました第三者に売り渡したあと、将来的に浅所陥没が起こった場合、これの補償の取り扱いについては、基本的には有資力である三菱は鉦業法に基づいては当然補償の義務があるというふうなことで指導を受けております。万一将来的に起こった場合、第三者のA社、B社、企業が進出してきました、将来的に万一そういうふうなものが発生した場合、当然その企業側はどちらかに補償を求めてくるだろうと。法律的にいいますと、鉦業法に基づく補償の請求ですから、当然三菱側に補償を求めるのではないかと考えています。三菱側から見ますと売買契約の中ではこういうふうにして市が一切持つたろうというふうなことで市のほうに訴えてくるというふうなことが起こりうるでしょうねと。いわゆる売買契約に基づいてそういうふうな約束事がなされておるというふうなことで契約上なっておりますから、そのなかで将来的に補償の問題についてはお互いが話し合いの場に応じなければならないというふうな状況になってくるのではないかとというふうな考

えております。

○ 鯉川委員

議事録を読む限りは相反するような答弁になっているわけですが、考え方によらずともありうるという理解でよろしいですか。

○ 都市建設部長

鉱業法の観点からいきますと当然三菱は絶対逃れられないということは事実でございますので、それからしたときに将来的にはそういうふうな手続きなされてしかるべきかなと思っておりますが、一方的に市が全面的に持ちましょうという話にはならないんじゃないかという私の認識です。例えば将来的に発生したときに、市が全面持ちましょうという考え方に立つのか、あるいは当然有資力の三菱さんにこういう鉱害の状況に応じては、当然これは補償の話はさせていただくというふうなことが、とってもいいんじゃないかなと私は思っています。

○ 鯉川委員

本会議場での一般質問での答弁を聞いていますと、三菱のほうは全く関係ないで、市が全部持たなきゃいけないというふうな私、とらえ方をしていたんですけれども、今の答弁を聞いていますと、起こっちゃいけないことですが、万が一そういう事態が将来起こった場合にはケースバイケースによって双方話し合いでもって解決していくという理解でよろしいですかね。

○ 都市建設部長

今回の契約条項からみますと、そういうふうなことだろうと、そうだろうと思っています。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 後藤委員

昨日の市民経済委員会の鯉田工業団地の件で誰が答弁していたかわからないんですけれども、鯉田の工業団地のN値の答弁をされていたと思うんですけど、あれは50といわれていたと思うんですけど、あれはどういう状態で50といわれたのがちょっとわからなかったのです。

○ 都市建設部次長

N値50という数字でございますけれども、つついて、上から落下させて下のほうの地盤の固さを調べる。その50というのは、50回叩いても30cmの落差がおこらないという数字で50という数字なんです。硬いほど数字が多くなるということでございます。

○ 後藤委員

私の感覚だと、100kgで地耐力検査をしたことがあるんですけど、回して1mでどれくらい落ちるかというのでN値がいくらという計算だと思います。叩いてとかいう部分なんですか。叩いてそれが落ちる、硬さという部分じゃないんですか、N値というのは土の硬さじゃないんですか。支持力で。だから、実際に50というのはかなりの大きな数字だと思うんですが、実際それが合っているのかどうか昨日聞いていて疑問点があったので、その数値が間違いなのかどうかだけを確認したかったんですけど。

○ 都市建設部次長

今言われたように50というのは強固な岩盤質のところは50くらいあると。やわらかいほどN値の数字が小さくなる。1, 2, 3というような形で。上のほうから落下させて、何回落下させて規定の深さを通過するという数字でございますので、硬いほど数字が大きくなるというふうなことでございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 12

再 開 10 : 14

委員会を再開いたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 西委員

水道事業の審査意見書の3ページ総括では6.58円赤字となっておりますが、これから来年度は料金の改定はないとですか。これの上下水道5ページですね、これに書いておりますが、お願いいたします。

○ 上下水道部長

おはようございます。ご存知のとおり合併時水道料金につきましては合併協定によりまして1市4町で1番低い飯塚市の料金体系に統一されております。このことによりまして、給水収益は合併前に比べまして年額で約2億円の減収になっております。したがって、厳しい企業運営を行っているのが現状であります。よって、合併後も組織の機構改革、それから業務の民間委託等取り組んで企業努力に努めて、極力住民負担増の回避に努めているところでございます。平成19年度決算では料金改定の目安となります3条予算におきまして、単年度収支では約3,000万円の赤字となりましたが、前年度からの繰越金の1億4,000万円ありましたもので、その分を充当いたしまして、本年度平成20年度におきましては約1億1,000万円の繰越金を持って現在平成20年度の事業を行っているところでございます。従いまして、現時点ではお尋ねの平成21年度の料金改定は予定をしております。ただ、懸念されるのは、最近は大口事業者の水道離れがありまして、だんだん給水収益が落ちているのも現状でございます。今後につきましても、安心・安全で安定した水の供給に努め、また、住民負担が極力かからないよう企業努力するつもりでおります。ちなみに、直近の料金改定につきましては、旧飯塚市におきましては平成13年度、旧穂波町におきましては平成9年度、同じく庄内町も平成9年度、旧穎田町におきましては平成4年度、旧筑穂町におきましては昭和53年度に料金を改定しているところでございます。

○ 上下水道事業管理者

料金の問題でございますので、一言私のほうから申し上げます。いま部長がする説明を申し上げましたが、確かに合併時の料金については安いほうにと、サービスは高いほうにとという合併協議の協定項目の中には記載されております。そういう中で、現行の水道料金で運営をしておりましたが、いま部長が申しましたように、単年度決算では平成19年度では約3,000万円、赤字が出ました。私共も水道料金につきましては特別会計で税金の投入はしないで単独の運営ということで種々ががんばってきておるわけでございますが、一般会計同様、行革、その他経費節減なりをしております。施設につきましては合併当時から、ポンプ場、浄水場を含めまして大体100に近い施設がございます。配水管につきましては約650km、新幹線と言えば博多駅から岐阜、名古屋のちょっと手前までが大体配水管、送水管の、管の施設がございます。こうしたものの管につきましては老朽化もしております。先の議会の中では老朽管対策にはいろいろご質問がありましたが、今我々は大きな問題を掲げております。これは耐震化という問題もございます。これはいろいろ含めまして考えていけば、これ以上の水道事業で運営がどうかということもございます。再三、国・県には補助対象事業というような形の中では要望しておりますけれども、なかなかこういうものについては認めてもらえない、というのが、補助要綱の中には人口5万人以下、水道料金があまりにも安すぎるというような中では補助対象事業とは認めてもらえません。そうした中でいかにして維持管理をしていくかというものも大きな課題でございます。先ほど西委員さんからの質問でございますが、確かに供給単価、原価から考えますと、6円58銭の赤字がトンあたり出ております。それというのは部長が申しましたように水道離れも確かにございます。今年の上半期の水道の使用料を見ますと、大体昨年度よりも1.5%水道の使用料も減ってきております。そうしたような実情から見ます

と、これから先の水道事業の運営も右肩下がりで運営も難しくなってくるんじゃないだろうかということで、我々職員一同がんばってこういうような企業会計には努力していくというような状況でございます。ですから、部長も申しましたように、平成21年には料金改定はいつものところ考えておりませんが、これから先平成22年、23年ということになれば平成20年の状況を見て判断していかなきゃならないというようなこともございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「市道上の物損事故の報告について」報告を求めます。

○ 穂波支所経済建設課長

市道上の物損事故について報告いたします。本件事故は、平成20年9月9日火曜日午前9時10分頃、穂波支所経済建設課作業班が市道飯塚工業団地7号線を除草作業中に、小石を刈払機の刃ではね、相手方の右前ドアガラスを損傷させたものであります。事故による過失割合は市が100%ということで示談が成立し解決しております。損害賠償額は2万1,302円で、全国市長会市民総合賠償保険から全額補てんされます。今回の事故につきましては除草作業中とはいえ作業前に現地の十分に把握し、細心の注意のもと作業していれば防げた可能性もあります。今後はこのような事故をおこさないよう、当該職員はもとより、他の職員につきましても道路維持管理作業を行う際には現地の状況を十分に把握し細心の注意のもと作業を行うよう指導いたしてまいります。以上簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○ 上下水道部総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料により報告いたします。この工事は、条件付き一般競争入札で実施しております。入札執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき要件等を付して入札を行いました。資料の、終末処理場中央監視制御設備改築工事は、電気工事でございます。9月29日に入札を行い、その結果は、予定価格3億7,429万6,650円に対しまして、落札額3億613万3,800円、落札率81.78%でメタウォーター株式会社が落札いたしました。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 土木建設課長

土木建設課より工事請負変更契約の報告を申し上げます。お手元に資料を配布させていただいておりますので、よろしく願いいたします。旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業に伴う三軒屋工場団地線道路新設工事1工区の工事請負変更契約について報告いたします。1工区は請負業者株式会社多賀谷建設で原契約5,471万2,350円を117万9,150円増額いたしまして、5,589万1,500円に変更するものでございます。変更の理由といたしましては地元水利組合との協議において当初計画した道路雨水流末管の合流先の位置を見直したことに伴い、排水溝を増工したものでございます。また、起点側のナンバー2付近に地下埋設物汚水圧送管が支障となるため布設替えを行ったものでございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉 会) 10:26